

**新たな過疎対策法の制定と平成21年度
過疎対策関係政府予算・施策に関する要望**

**全 国 市 長 会
過疎関係都市連絡協議会**

1 . 新たな過疎対策法の制定に関する要望

過疎地域においては、「過疎地域自立促進特別措置法」のもと、総合的かつ計画的な過疎対策事業を実施し、過疎地域の持つ美しい自然景観や国土の保全、食料等の都市地域への供給といった国民共通の有益な機能を維持するとともに、地域文化の振興を推進することにより、個性豊かな地域の形成と自立促進を図っているところである。

しかしながら、過疎地域は、若年層の流出を中心とした深刻な人口減少と高齢化の進行、公共施設及び情報通信基盤等の整備の遅れ、産業・雇用面の条件の劣弱さ及び財政基盤の脆弱さ等、未だ解決すべき多くの課題を抱えている。

特に、病院の休廃止や診療科目の制限、路線バスの廃止、耕作放棄地の増加、森林の荒廃等、生活・生産基盤の弱体化が進み、また多くの集落が消滅の危機に晒されるなど、極めて深刻な状況に直面している。

このような状況のもと、過疎地域が果たしている多面的・公益的機能を今後も維持するとともに、いわゆる限界集落をはじめとする集落対策を推進していくためには、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。

また、過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安全・安心に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市地域をも含めた国民全体の安全・安心な生活の実現に寄与するものであり、過疎地域と都市地域が相互に支え合う、新しい「持続可能な共生社会」の形成に資するものである。

加えて、過疎地域を有する都市自治体においては、今後、地方分権改革の担い手として総合的な行政運営が可能となるよう、行財政基盤の充実強化を図ることが必要である。

よって、平成22年3月をもって失効する「過疎地域自立促進特別措置法」に続く、新たな過疎対策法の制定を強く要望するものである。

なお、新たな過疎対策法の制定にあたっては、次の事項について、積極的かつ適切な措置を講じられたい。

- 1 . 過疎地域が果たしている役割を正しく評価し、新しい過疎対策の理念を確立すること。
- 2 . 新たな過疎対策法においては、現行の過疎指定地域を引き続き指定することを基本としつつ、森林、耕作地の面積や高齢者の占める割合等、過疎地域の実情を踏まえた指定要件及び指定単位を設けること。

- 3．医療の確保、交通の確保、雇用の確保、教育環境や道路・上下水道・情報通信基盤の整備等を、広域的な事業による対応も含めて積極的に推進し、安全・安心に暮らせるための生活基盤を確立すること。
- 4．産業活動の活性化に必要な高度情報通信基盤、高規格幹線道路等の道路網の整備を図るとともに、企業誘致や企業経営に対する税制等の優遇措置を強化すること。
- 5．自然環境、景観等の維持・保全に対する支援を行うとともに、森林の管理、農地の活用、地域資源の活用等、過疎地域の特性を活かした事業を振興し、新たな雇用を創出すること。
- 6．過疎化や高齢化が進行している、いわゆる限界集落等において、農業、林業、畜産業等の振興及び集落の維持・活性化が図られるよう、積極的に支援すること。
- 7．過疎市町村に過疎対策基金を創設し、集落対策、都市との交流、人材の育成、多様な主体の協働による地域づくり等のソフト事業を積極的に支援すること。
- 8．地方交付税の充実・強化により過疎市町村の財政基盤を確立するとともに、過疎対策事業債の対象を拡大すること。

2 . 平成 2 1 年度過疎対策関係政府予算・施策に関する要望

過疎地域を有する都市自治体においては、住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成を図り、もって地域の自立を促進するため、総合的かつ計画的な過疎対策を実施しているところである。

国においては、平成 2 1 年度過疎対策関係政府予算の編成にあたり、過疎地域の実情を的確に把握するとともに、過疎関係都市の意見を十分に踏まえつつ、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1 . 財政基盤の充実強化について

- (1) 過疎地域における地域社会や地域住民の生活に必要なサービスを行うための財源を安定的に確保するため、過疎関係都市に対する地方交付税による必要な財源保障を行い、その財政基盤の充実強化を図ること。
- (2) 道路特定財源の一般財源化の検討にあたっては、過疎地域の道路整備に必要な財源は引き続き確保し、過疎地域の財政に影響を及ぼさないようにすること。
- (3) 荒廃が進み活力が低下している過疎地域において、特に重要な財源となっている過疎対策事業債について、必要額の確保とともに柔軟な適用を図ること。
また、過疎対策事業債の対象事業に地震対策のための耐震防災事業を追加すること。
- (4) 過疎化や高齢化が進行している、いわゆる限界集落等において、農業、林業、畜産等振興及び集落の活性化が図られるよう、積極的な財政措置を講じること。

2 . 国土保全施策の充実強化について

- (1) 過疎地域の農山漁村が、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等に果たす多面的・公益的な機能を積極的に評価し、これを維持・保全するための総合的な施策を推進すること。
- (2) 農林水産業の振興及び担い手の育成・確保を図るとともに、安定的な雇用の増大、定住の促進のための施策を充実強化すること。
- (3) 温暖化対策税制(いわゆる環境税制)の導入にあたっては、環境施策において過疎関係都市が果たしている役割及び財政負担を十分勘案し、地方税としての導入や国税収入の一部を地方自治体の財源とする等、適切な措置を講じること。

3 . 医師等の確保対策の推進について

過疎地域における医療の確保は、住民の健康・福祉、さらには地域活力の維持・

向上のための最重要課題であるが、医師等の医療従事者不足の深刻化や開業医の高齢化等により、過疎地域における診療体制の維持が極めて困難な状況にある。

よって、医学部の入学定員の増員、地域枠の拡大及び地域医療に従事する意志を有する者を対象とした入学枠の設定等、過疎地域における医療従事者の確保対策を早急に推進するなど、地域医療に対する支援の充実を図ること。

4．道路網の整備促進について

過疎地域が個性ある魅力的な地域を創造し、活力ある地域として自立していくためには、社会経済活動の基盤となり住民生活を支える道路網の維持・整備が不可欠の課題である。

よって、高規格幹線道路・国道等の幹線道路や住民に身近な生活道路の道路ネットワークの整備を今後とも積極的に促進するとともに、道路整備に必要な財源を確保すること。

5．産業振興に係る措置について

- (1) 製造業・ソフトウェア業・旅館業の用に供する設備を新增設した者の当該償却資産の特別償却を平成21年度以降においても継続すること。
- (2) 製造業・ソフトウェア業・旅館業の用に供する設備を新增設した者又は畜産業・水産業を行う個人に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補てん措置を平成21年度以降においても継続すること。

6．情報通信インフラの整備について

- (1) 過疎地域における高度情報通信ネットワーク社会の形成を図るため、情報通信基盤の整備に対する支援措置を充実強化し、情報通信格差の是正を積極的に図ること。
- (2) 地上デジタルテレビ放送への移行においては、視聴できない地域が発生することのないよう、また地方に新たな負担が生じないよう、国において適切な対策を講じること。

7．生活交通の確保について

過疎地域における住民の生活交通の確保を図るため、地方バス路線やコミュニティバス路線の維持、自家用有償運送の実施要件の緩和と初期投資及び運行等に対する支援措置を充実強化すること。

また、離島航路及び離島空路に対する補助制度等の支援措置の充実強化を図ること。

8．へき地教育の充実について

へき地教育の充実を図るため、へき地児童生徒援護費補助制度による支援を充

実強化すること。

9．交流居住の推進について

交流居住を求める国民の新たなライフスタイルに対応した地域活性化を図るため、廃校や空き家等の活用による交流居住条件の整備を支援すること。

以上、要望する。

平成20年11月25日

全国市長会
過疎関係都市連絡協議会